

岩手県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 28 日

岩手県教育委員会

委員長 箱崎 安弘

岩手県教育委員会規則第 5 号

岩手県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

岩手県立特別支援学校の管理運営に関する規則（昭和 32 年岩手県教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員組織)</p> <p>第 3 条 特別支援学校に、校長、副校長（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 60 条第 1 項に規定する教頭（次項に規定する者を除く。）をいう。）、教諭、養護教諭、事務職員及び寄宿舎指導員を置く。</p> <p>2 特別支援学校に、前項の職員のほか、教頭（指導力の向上に関し学校教育法第 62 条において準用する同法第 37 条第 4 項及び第 5 項の職務を行う者をいう。）、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、技術職員、実習助手、主任介助員、介助員その他必要な職員を置くことがある。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(寮務主任等の発令)</p> <p>第 6 条 寮務主任、小学部主事、中学部主事及び高等部主事は、当該学校の教諭の中から、教育委員会が命ずる。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(準用規定)</p> <p>第 7 条 岩手県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和 32 年岩手県教育委員会規則第 3 号。以下「高等学校管理運営規則」という。）第 2 条、第 5 条の 2 から第 11 条まで、第 13 条から第 17 条まで、<u>第 17 条の 3</u>から第 20 条まで、第 20 条の 3 の 3、第 20 条の 5 の 2（舎監に関する部分に限る。）、第 20 条の 6 から第 25 条まで、第 46 条、第 49 条、第 53 条及び第 53 条の 2 の規定は、特別支援学校に準用する。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(職員)</p> <p>第 3 条 特別支援学校に、校長、副校長、教諭、養護教諭及び事務職員を置く。</p> <p>2 特別支援学校に、前項の職員のほか、教頭（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 62 条において準用する同法第 37 条第 7 項及び第 8 項の職務（同条第 7 項の職務にあつては、指導力の向上に関する職務に限る。）を行う者をいう。）、主任指導教諭（同法第 62 条において準用する同法第 37 条第 10 項の職務を行う者をいう。）、指導教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手、寄宿舎指導員、主任介助員、介助員、技術職員及びその他の職員を置くことがある。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(寮務主任等の発令)</p> <p>第 6 条 寮務主任、小学部主事、中学部主事及び高等部主事は、当該学校の指導教諭又は教諭の中から、教育委員会が命ずる。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(準用規定)</p> <p>第 7 条 岩手県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和 32 年岩手県教育委員会規則第 3 号。以下「高等学校管理運営規則」という。）第 2 条、第 5 条の 2 から第 11 条まで、第 13 条から第 17 条まで、<u>第 18 条</u>から第 20 条まで、第 20 条の 3 の 3、第 20 条の 5 の 2（舎監に関する部分に限る。）、第 20 条の 6 から第 25 条まで、第 46 条、第 49 条、第 53 条及び第 53 条の 2 の規定は、特別支援学校に準用する。<u>この場合において、高等学校管理運営規則第 20 条の 7 中「、教諭、養護教諭、助教諭、講師（常勤の職員及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。）、養護助教諭又は実習助手」とあるのは、「又は教諭」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2・3 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。